

令和2年度第2回和歌山県資格免許職職員 (専任教員) 採用試験案内

和歌山県福祉保健部健康局医務課
和歌山県人事委員会

- 受付期間 令和2年12月8日(火)～12月22日(火)消印有効
○第1次試験日時 令和3年1月17日(日)午前11時集合
○第1次試験場所 和歌山県JAビル
○問い合わせ・受験申込み 和歌山県福祉保健部健康局医務課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電話 073(432)4111(内線2605) FAX 073(424)0425
073(441)2605(直通)

1 試験区分、採用予定人員及び主な職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
専任教員	1名程度	看護師等養成所(紀の川市、新宮市)における看護師教育等の業務

2 受験資格

試験区分	資格要件
専任教員	昭和36年4月2日以降に生まれた人で、助産師免許又は看護師免許を取得し、かつ、次のア又はイの要件を満たす人(令和3年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。) ア 助産師又は看護師として5年以上業務に従事した人 イ 助産師又は看護師として保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3の専門分野の教育内容のうち一つの業務に3年以上従事した人で、大学において教育に関する科目(教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目)を4単位以上履修して卒業した人又は大学院において教育に関する科目を4単位以上履修した人

ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できません(地方公務員法第16条に規定する人)。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 和歌山県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時、試験地、合格発表

	日時	試験地	合格発表
第1次試験	令和3年 1月17日(日) 午前11時	和歌山市	令和3年1月下旬に和歌山県のホームページ(https://www.pref.wakayama.lg.jp/)の「新着情報」に掲載するとともに、合格者に郵送で通知します。
第2次試験	令和3年 2月14日(日)	和歌山市	令和3年2月下旬に和歌山県のホームページ(https://www.pref.wakayama.lg.jp/)の「新着情報」に掲載するとともに、合格者に郵送で通知します。

※ 試験会場は、本書末尾の「試験会場案内図」をご覧ください。

4 試験等の方法及び内容

(1) 第1次試験

- ア 論文試験（400点）
専任教員としての専門的知識及び能力に関する記述試験（50分）
- イ 面接試験（600点）
専任教員としての専門的知識及び能力等についての個別面接
- ウ 適性検査
通常の職務遂行に必要な適性についての検査（検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。）

(2) 第2次試験

- ア 教養試験（400点）
公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（大学卒業程度、択一式、2時間）
<出題分野> 社会科学、人文科学及び自然科学に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
- イ 論文試験（200点）
一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度、1時間30分）
前回（令和元年度）の論文課題は、「和歌山県の特性を踏まえた上で、あなたが今までに得た知識や経験・実績を、県の発展にどのようにいかすことができるか、述べなさい。」でした。
- ウ 面接試験（1,000点）
人物、能力、性格等についての個別面接

※ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験と第2次試験を合わせた総合得点順に決定します。

ただし、各試験種目には合格基準があり、1つでも基準に達しないものがある場合、総合得点が高くても不合格となります。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用履歴書の配布場所

和歌山県福祉保健部健康局医務課、和歌山県庁本館正面玄関サービスステーション、和歌山県人事委員会事務局、県立高等看護学院、県立なぎ看護学校、各県立保健所、新宮保健所串本支所

申込用履歴書を郵便で請求する場合は、和歌山県福祉保健部健康局医務課

（073-432-4111 内線 2605）まで、ご連絡ください。

また、和歌山県ホームページの「福祉保健部健康局医務課」から申込用履歴書等を印刷することも可能です。

(2) 申込方法

ア 次の書類を和歌山県福祉保健部健康局医務課へ郵送するか又は持参してください。

(ア) 申込用履歴書（指定様式：必要事項を記入し、写真を貼付してください。）

1通

(イ) 郵便はがき（自分の宛先を明記し、63円切手が貼付済みのもの）1通

※ 郵送で申込む場合は、必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「受験申込み」と朱書してください。これ以外による不着の問題につきましては、一切対応しかねます。

(3) 受付期間

ア 郵送による受付

令和2年12月8日(火)から受付を開始し、令和2年12月22日(火)までの消印のあるものを受け付けます。

イ 持参による受付

令和2年12月8日(火)から令和2年12月22日(火)までの午前9時から午後5時45分まで受け付けます。なお、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。

(注) この採用試験において取得した個人情報、職員採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。また、受験に際し提出された書類は、一定期間保管後、速やかに安全かつ適切な方法で廃棄します。

(4) 受験票の交付

申込用履歴書を受理した場合は、受付期間終了後に添付の郵便はがきにて受験票を交付します。

なお、提出書類に不備があるときは受理できない場合があります。また、受験票が令和3年1月8日（金）までに到着しないときは、和歌山県福祉保健部健康局医務課まで連絡してください。

6 合格から採用まで

(1) この試験の合格者は、令和3年4月採用予定です。受験資格に定める資格要件を満たさなかった場合には、この試験に合格しても採用資格を失います。

(2) 採用時の給料月額、原則として次のとおりですが、免許取得後の経歴、その他により一定の額が加算される場合があります。

試験区分	学歴免許等	給料月額（円）	適用給料表
専任教員	大学卒	218,100	医療職給料表（3）
	短大3卒	209,800	医療職給料表（3）

上記の額は、令和2年4月1日現在の額です。

このほか職員の給与に関する条例の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

7 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、受験者本人の申し出により、情報提供を受けることができます。

情報提供を希望する人は、以下により受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参のうえ、和歌山県人事委員会事務局（県庁北別館5階）に申し出てください。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日から1か月間 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。) 午前9時から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県福祉保健部健康局医務課(073-441-2605)にしてください。

「2 受験資格」の資格要件アで受験する人については、採用後に専任教員として必要な研修（県外において8か月程度）を受講していただく場合があります。

(申込用履歴書記入上の注意事項)

(1) 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。

(2) 地方公務員法第16条については試験案内の「受験資格」のところに記載していません。

(3) 記入は全て自筆で、インキ又はボールペンを用い、かい書でていねいに記入してください。数字は算用数字を用い、日付は和暦で記入してください。西暦では記入しないでください。

(4) 連絡先は、現住所と同じ場合は記入する必要はありません。

(5) 職歴は新しいものから順に記入してください。現在も在職されている人の在職期間は申請時点の年月を記入してください。

(6) 課外活動歴はクラブ名等のあとに活動時期を（ ）書きで記入してください。

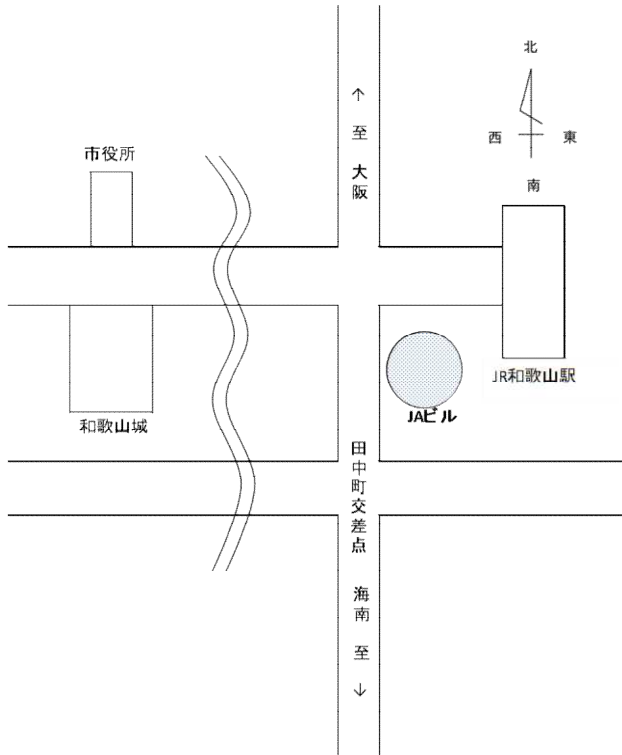
(7) 持参、郵送を問わず、自分の宛先を明記した郵便はがき（63円切手を貼付済みのもの）を添付して申し込んでください。

第1次試験会場案内図

和歌山県 JA ビル（和歌山市美園町5-1-1）

JR和歌山駅より徒歩約1分

※試験会場は、和歌山県 JA ビル内の会議室になります。



○ 案内図は略図です。正確な場所は各自で確認しておいてください。

○ JA ビルには駐車場はありません。可能な限り公共交通機関を利用してください。

○ 試験会場内での喫煙及び試験中の携帯電話の使用は禁止します。

○ 試験室によっては時計がない場合がありますので、時計が必要な方は各自で持参してください。なお、時計は計時機能だけのものに限りません。